

公文書館通信

Vol. 2 (平成 30 年 8 月発行)

記録的な豪雨、逆走台風、全国各地での最高気温更新・・・30年に1度の異常気象とも言われた平成最後の夏は、記録にも、そして我々の記憶にも残る夏になりそうですね。

さて、鳥取県政の記録として、鳥取県内で起きたその年を象徴するようなニュースや出来事は、毎年広報課が作成している『県政の動き』に掲載されていることは、皆さんご存知でしょうか。

県政の動き <https://www.pref.tottori.lg.jp/kenseiugoki/>

実は、公文書館はこの『県政の動き』を大いに活用しています。



以下の表は、歴史公文書等の評価選別基準の一部を抜粋したものです。

簡単に説明すると、公文書館に引き継ぐ簿冊を決定する際に利用する基準の一部ですが、ご覧のとおり、県内で発生した重要な出来事に関する簿冊は公文書館に引き継ぐこととなっています。なぜなら、鳥取県の歴史的事実を将来に伝えるために、重要な資料だからです。

分類	条例第2条 1項の区分	説明	文書の例示
8 重要な行事、 事件、災害等に 関するもの	ウ、エ	県内で発生した重要な出来事に関するもの。 (県外発生事案であっても本県に関わりの ある重要な出来事については保存する。)	全国的規模の行事・大会、外国との 友好提携・交流〇周年記念事業、 行幸啓、激甚災害、風水害 など

では、「**重要な**」出来事って、どんな出来事なのでしょう。

「重要な」の基準が担当者ごとに異なっているのは、客観的な歴史的事実を将来に残すことができませんよね。そこで、公文書館の職員が参考にしているのが『県政の動き』です。この中には、その年に県内で起きた主な出来事や災害、イベントなどがまとめられているので、公文書館に引き継ぐ簿冊を決定する際に、とても参考になるのです。

このように、公文書館へ引き継ぐ簿冊を選ぶには、一定の基準があります。

先日、皆さんには、保存期間が満了した簿冊の公文書館への引継ぎ又は廃棄について、作業をしていただいたことと思います。ご協力ありがとうございました。

ちなみに、皆さんの所属では、公文書館へ引き継ぐ簿冊をどのように選びましたか？

電子簿冊ならば、 **公文書館引継歴史資料** のチェックが正しく入っていれば、あまり迷うことはありませんが、このチェックが正しく入っていない場合や、紙簿冊の場合は悩みますよね。

今回は、公文書館への簿冊の引継ぎについて少しお話してみたいと思います。

すでに作業が終わってしまった所属が多いと思いますが、ご自身の作業を振り返りながら読んでください。そして、次回以降の参考にさせていただけると幸いです。それでは、ご覧ください！

[こちら「夏休み自由研究協力隊」サイト版 公開中！](https://www.pref.tottori.lg.jp/278846.htm) <https://www.pref.tottori.lg.jp/278846.htm>

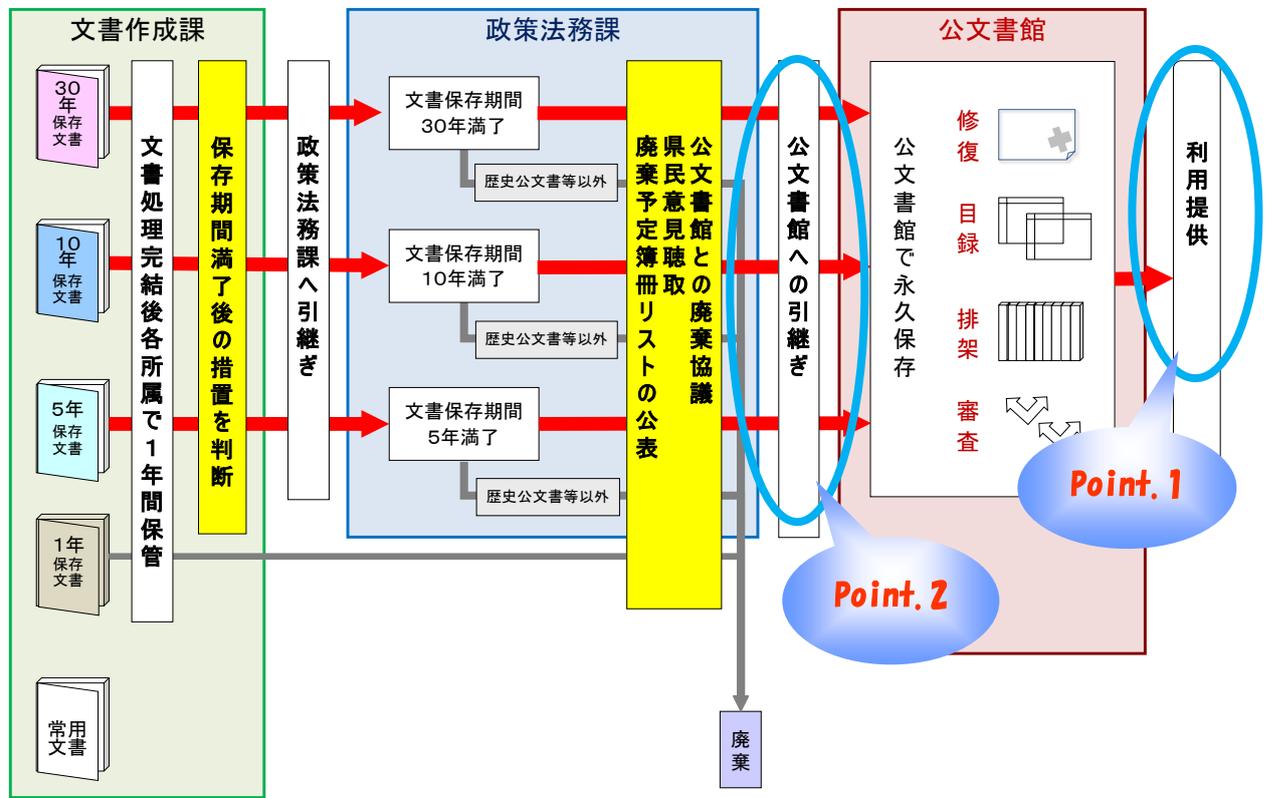
多くの皆様にご利用いただけるよう、今年度は、試行的にサイト版をオープンしています。

小・中学生を対象に、公文書館所蔵資料をもとに自由研究の題材として活用しやすいテーマを取り上げ、研究の進め方などを解説しています。お子様の夏休みの自由研究がまだの方、いかがですか？

(題材例)鳥取県の誕生、島根県時代の鳥取県、鳥取大震災、鳥取大火、絵葉書 など

公文書の引継ぎと評価選別基準

皆さんが作成した公文書は、以下のような流れで、最終的に公文書館に引き継がれるか、廃棄されます。このフロー図から読み取れるポイントは2点あります。



Point. 1 公文書館は誰のためにある？

公文書館は、未だに古い簿冊が置いてある「倉庫」というイメージを持っている方もありますが、簿冊が公文書館に引き継がれた後は、県民の皆さんに閲覧や複写などにご利用いただいたり、企画展を通じて公文書の利用促進を図ったりしています。県職員の皆さんは、特例として業務利用が認められています。県民が利用しやすいように整理保存し、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責任を全うするのも、当館の大切な仕事です。

Point. 2 公文書館に引き継がれるのは30年保存の文書だけではない！

公文書の保存期間（30年、10年、5年、1年）は、現用公文書として行政事務に必要とされる期間であり、県民の知る権利を保障したり、地域の重要な歴史的事実を伝えたりするなど、現在及び将来の県民にとって重要な文書であるかどうか（＝歴史公文書等に該当するかどうか）とは、基準が異なります。保存期間の長短で公文書館への引継ぎを決定しているではありません。

どんな文書が歴史公文書等に該当するかは「評価選別基準」に定めがあります。公文書館では、毎年、保存期間が満了した簿冊について、評価選別基準を見ながら公文書館に引き継ぐ簿冊を決定しています。その際は、所属からの意見が大変重要ですので、この基準はぜひ皆さんと共有しておきたい！というわけで、この基準をもっとわかりやすくするよう、現在、公文書管理適正チームにおいて見直し作業を進めています。

次ページに評価選別基準をつけています。
改めて、どんな公文書が歴史公文書等に該当するのか、ご覧になってみてください。
自分が作成した公文書を、将来、一般県民の方がご覧になるかもしれない…
文書を起案する時、簿冊を作成する時、
少しでも、そんな意識を持ってみませんか？

その裏面利用、大丈夫？

裏面利用は資源の省力化に大変有効です。
しかし、公文書館に引き継がれた簿冊の中には、起案文書に裏面利用の紙を使っているものも見受けられます。
裏面利用の紙に書いてある情報も永久に保存され、県民の皆さんへ利用提供することになります。
簿冊の中身、今一度、点検してみませんか？

★★公文書館に引き継ぐ公文書は、評価選別基準に該当するものを選ぶのが正解です★★